

岩国市教育委員会後援等名義使用承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩国市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外の行う関係行事等について、共催、後援、協賛又は推せん（以下「後援等」という。）の名義使用を承認することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画及び運営に参画し、当該事業の実施について責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について協力することをいう。
- (3) 協賛 事業の趣旨に対して賛意を表するものをいう。
- (4) 推せん 映画、出版物等の作品及び講演会等に対して、教育的又は文化的価値を認め推せんすることをいう。

(後援等の資格)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する団体については後援等を行うことができる。

- (1) 国、地方公共団体並びにこれらの行政機関又はこれらのものが構成員となっている団体
- (2) 学校等の教育機関又はこれらの連合体
- (3) 社会教育関係団体
- (4) 社会福祉関係団体
- (5) 公益法人、公共的団体その他これらに準ずる団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める団体

(後援等の基準)

第4条 教育委員会は、市民全体又は相当な範囲の者を対象としている行事等で、次の各号のいずれかに該当する場合については後援等を行うことができるものとする。

- (1) 教育・学術の振興及び文化、スポーツの普及向上に寄与すると認められるもの
- (2) 道徳の高揚と福祉の増進に寄与すると認められるもの
- (3) 健康の向上に役立つと認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

(後援等の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものについては原則として後援等を行わないものとする。

- (1) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動に類すると認められるもの
- (2) 公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるもの
- (3) 営利を目的とするもの又は営利を目的とする団体等の宣伝等に繋がるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会の行政運営に関する方針に反すると認められるもの

(経費の援助)

第6条 教育委員会は、あらかじめ当該行事の予算措置をしていないものについては、原則として経費負担をしないものとする。

(後援等の申請)

第7条 後援等の名義使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ後援等名義使用承認申請書及び必要な書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に後援等名義使用承認通知書を送付するものとする。

3 教育委員会は、前項の後援等承認に際しては必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、後援等承認を行った事業については、必要があると認めるときは、実施報告書等の提出を求めることができる。

(後援承認の取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、承認後においても承認を取り消すことができる。

(1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) 虚偽の申請をして承認を受けたことが判明したとき。

(3) 承認に当たって付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において後援等を行うにふさわしくないと認めたとき。

2 前項の場合において申請者が損害を受けることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、合併前の由宇町教育委員会の後援に関する取扱い規則（平成3年由宇町教育委員会規則第1号）又は周東町教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱（平成14年周東町教育委員会要綱第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。